３　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第三十八による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

４　第六条の二の規定により別紙様式第二十五による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第四十四による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第二十五による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数と次に掲げるものが直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数とを合計した議決権若しくは外国議決権の数の当該報告者の議決権の総数若しくは外国議決権の総数に占める割合又はその所有する株式若しくは外国株式等の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式若しくは外国株式等の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

イ　当該株主又は出資者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

ロ　イに掲げるものの被支配会社等

ハ　当該株主又は出資者の被支配会社等（イ及びロに掲げるものを除く。）

二　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものが報告者の特定株主となる場合

三　第三条の二第五項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

四　報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍等に変更がある場合

五　［略］

六　提出された別紙様式第二十五による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。次項において同じ。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

七　［略］

３　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

４　第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

［新設］

［新設］

［新設］

二　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

三　第三条の二第四項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

四　報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍に変更がある場合

五　［同上］

六　提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

七　［同上］